第 21 回統計基準部会の審議状況について（報告）
［日本標準職業分類の変更について］

質問を除き、審議における主な意見の内容は以下のとおりであった。

１．統計基準部会の進め方について（スケジュールと主な審議事項等）

提案された進め方に特段の異議はなかった。

２．第６回改定案について

（１）　一般原則の見直し

提案された改定案はおおむね了承されたが、主な意見は以下のとおり。

- ○　一般原則において、報酬が発生しない職務（例：ボランティア活動）にも職業分類を活用できるとしているが、通常は仕事をしながらボランティア活動に従事すると考えられるところ、ボランティア活動に専従するものを想定して見直したのか確認したい。（菅委員）
- ○　一般原則におけるボランティア活動に係る記載は、新たな職業としてボランティア活動という分類を設けるものではなく、報酬を前提としない調査においても、日本標準職業分類を活用できることを示す趣旨であることを補足したい。（會田部会長）
- ○　職業分類を普段の研究等で利用する際、教育や訓練、研修の必要性といったスキルレベルの観点で分類されていない点を残念に感じているため、「職業分類の適用方法」の改定案では当該観点が考慮されたのかなど、どのように見直したのか確認したい。（原専門委員）
- ○　複数の職務に該当する場合の職業分類の適用方法については、就業時間等によって区分できない場合に適用する優先順位が一般原則で設けられており、管理的な職務よりも生産活動に近い職務を優先する考え方が示されていることを補足したい。（會田部会長）
- ○　新大分類Ａ「管理的職業従事者」の国勢調査における就業者数が平成 27 年から令和２年にかけて約 17%と非常に減少した原因について、他の大分類のように社会構造の変化による減少とは考え難いことから、どのような理由によるものなのか確認したい。（原専門委員）

（２）　分類項目の見直し

提案された改定案はおおむね了承されたが、主な意見は以下のとおり。

①　詳細な実態把握を可能とするための分類項目の見直し（大分類の分割）

【現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」の分割について】

- ○　大分類単位で表章された調査結果が多くあることから、大分類を分割した

方が使い勝手が良くなるのではないか。

また、職業分類と産業分類の就業者数クロス集計表をみると、改定案の新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」の就業者数は、産業分類の大分類Ｏ「教育、学習支援業」に従事する者が大部分となっている。これを踏まえ、項目の名称は「教育・法務・経営等専門職業従事者」として、教育を先に持ってきた方が良いのではないか。一般のユーザーは、項目名称の最初に出てくる「法務」が当該集団の代表であるかのような印象を受け、「教育」よりも「法務」の方が就業者の多い集団だと誤解するおそれがあるのではないか。（菅委員）

○　現行の大分類Ｂが分割されたことについては、労働関係の分析を行うユーザーとして、特に、改定案の新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」と新大分類Ｅ「文化・芸術等従事者」が分割されるのは良いことではないか。

また、改定案の新大分類Ｂ「研究者、技術者」の特徴に関する説明で、「科学的な知識」が強調されているが、人文・社会科学分野の研究者が含まれないと誤解する懸念があることから、説明ぶりを見直すべきではないか。

また、科学技術力・研究力の向上が国の重要政策となっている中で、研究に携わる人の人数を把握する際に、新大分類Ｂの「研究者」だけでなく、新大分類Ｄ「教育・法務・経営等専門職業従事者」の小分類「大学教員」に分類されるものも研究に携わっていると想定されることから、ユーザー側でこれら両者を組み合わせて人数を把握するといった工夫が必要になるのではないか。（原専門委員）

②　社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し

【就業者数が多い職業等の見える化について】

○　今回の改定で新小分類「通訳」を新規立項するものの、ＡＩ技術の登場で今後の就業者数は減ると考えられるが、その変化が確認できる点において、意義があるのではないか。（菅委員）

○　新小分類「客室乗務員」は、一般に飛行機に搭乗するものがイメージされるが、船や鉄道のパーサー、バスガイドなども存在する。同項目にはどこまで含まれるか確認したい。

また、新中分類「清掃従事者」に属する新小分類「再生資源回収・リサイクル従事者」は、どの分類から移設したものかについても確認したい。（牧野臨時委員）

○　「調理人」から「調理補助者」を分割したことについて、資格の有無が切り分ける一つの目安になると思うが、どのように切り分けたのか確認したい。（原専門委員）

【デジタル社会の進展について］

○　大幅に分類項目の見直しが行われており、過去の統計との接続という点において遡及が難しくなるとは思うが、デジタル分野の変化の激しさを考えると、小分類を思い切って見直して良かったのではないか。（菅委員）

【保健医療・社会福祉分野の重要性増大について】

○　新小分類「心理カウンセラー」及び「精神保健福祉士」について、両方の資格を有して職務を行っている場合もあるのか。それとも、これらは全く性質の異なる資格であり、重複を気にする必要はないのか確認したい。（牧野臨時委員）

○　「管理栄養士」という資格は従前から存在していたと思うが、今回それを切り出した理由が何か確認したい。医療分野において「管理栄養士」の職務に従事するものの実態把握を行う必要性はあると考えられ、新規立項することは良いことではないか。（原専門委員）

○　産業データを見ると、サービス業においては圧倒的に医療・介護分野が拡大しており、これらを細かく分類するということは、中身をよく理解するという意味でも意義があることではないか。（菅委員）

【ライフスタイル・価値観の多様化について】

○　資料３の説明文について、新小分類「映像・動画制作者」には、一連の工程を自ら行うもののみならず、一部の工程のみを行うものも含まれる旨を明記してもよいのではないか。（牧野臨時委員）

○　いわゆるインフルエンサーは、新小分類「映像・動画制作者」に分類されるのか確認したい。また、「インターネット動画配信者」のうち、報酬を伴うもののみが職業に該当すると理解してよいかも確認したい。（菅委員）

【制度改正への対応・愛玩動物看護師について】

○　中分類「教育・保育補助従事者」や「認定こども園保育教諭」が新規立項されるが、これらは別の大分類に区分されることになるのか。産業分類の改定案を議論した際、幼稚園は教育分野で保育所は社会福祉分野というように、所管省庁の違いにより別の大分類に整理した経緯がある。ユーザーから見ると、これらは課業が類似しているにもかかわらず、属する大分類が異なるのは分かりにくいといった懸念が生じるおそれがあるが、職業分類ではどのような整理になっているのか確認したい。（菅委員）

○　新中分類「保健指導・看護従事者」に属する小分類のうち、小分類「保健師」から「歯科衛生士」までが人間を対象とするものであるのに対し、「愛玩動物看護師」は動物を対象とするものであり、これらを同じ中分類とすることに違和感がある。どのように整理したのか確認したい。（牧野臨時委員）

○　動物に関わる職務に従事するものが増えていると思うが、人間と動物への医療行為は同じタスクなのか疑問に感じる。小分類「獣医師」、「愛玩動物看護師」及び「薬剤師」について、動物を対象とする医療従事者のみで中分類を新規立項することは難しいのかどうか確認したい。（原専門委員）

○　「獣医師」及び「愛玩動物看護師」が、「医師」と同じ中分類に属することに違和感がある。産業分類でも、従前から動物に対する医療は大分類Ｌ「学術研究、専門・技術サービス業」とされており、人間に対する医療とは分けられている。人間を相手にするか、動物を相手にするかでは分類は異なるのではないか。

　また、愛玩動物ではない動物の看護師もいると思われるが、どの分類に含まれるのか確認したい。（菅委員）

３．その他

審議後、以下の追加意見があった。

【現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」の分割について】

○　改定案の新大分類Ｂ「研究者、技術者」の特徴に関する説明で、「科学的な知識」が強調されているが、人文・社会科学系の専門的な仕事も含まれることが分かるような表現にしておいた方がよいのではないか。（原専門委員）